

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
厚生労働省	独立行政法人 高齢・障害求職者雇用支援機構	8040005016947	公益社団法人青年海外協力協会	8010005019069	障害者雇用調整金及び特例給付金	11,544,500	-	令和5年10月10日	-	公社	国認定	当該法人より令和5年度障害者雇用調整金及び特例給付金の申告申請があり、審査の結果、支給するのが適当と判断されたため。	有

【記載要領】
(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
(注4)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。